

**「流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)」に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

1. 第1の柱

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第85条第2号 第86条第1項 第1号 82条第5号	<p>適格オペレーショナル預金（残存期間が1年以上を除く）のASF算入率は、NSFRの国際合意文書（d295）の項番24(b)に50%である旨が記載されている。</p> <p>しかし、現状のNSFR告示案では、第85条第2号で適格オペレーショナル預金のうち、預入期間の末日までの期間が1年未満のものはASF算入率50%を適用できるが、満期無しの適格オペレーショナル預金については、当該条文に基づきASF算入率50%を適用できず、第86条第1項第1号に基づき、ASF算入率0%が適用されてしまう。</p> <p>国際合意文書（QISについても同様）を見る限り、適格オペレーショナル預金のASF算入率は最低でも50%であると読めるため、第85条の修正が必要と思料。ご検討いただきたい。</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
2	第95条第4号 第98条第7号	<p>第95条第4号にて、預入期間の末日までの期間が1年未満のオペレーショナル預金（預け金）は、RSF算入率が50%である旨、記載されている。しかし、満期の定めのないオペレーショナル預金については、当該条文では拾えず、第98条第7号に該当することで、RSF算入率100%が適用されてしまうため、修正願いたい。</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
3	第74条	<p>最終指定親会社の1柱告示案では、第74条に従い日本基準で作成された連結財務諸表を基に安定調達比率を算出することとなる考え</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		られますが、最終指定親会社が日本基準以外の会計基準（USGAAP、IFRS）を採用している場合には、その採用する会計基準に基づいて作成された連結財務諸表を基礎として安定調達比率を算出できるよう、告示に明記して頂きたいようお願い申し上げます。	
4	附則 第1条	告示の適用時期が19年3月31日となっているが、欧米等の主要国が本規制を19年3月31日時点で開始しない場合には、本邦が先に開始することが無いよう、適用時期を再検討して頂きたい。	各国における NSFR の導入状況等を総合的に勘案し、今回の市中協議案の通り 2021年9月30日または2022年3月31日から適用することとしております。
5	附則 第1条	告示案附則第1条：告示の適用時期について欧米が2019年3月31日に導入しない場合は本邦が先に導入することの無いよう適用時期の再検討をお願い致します。	
6	附則 第2条、第3条、第4条、第5条	所要安定調達算入率等について、欧米等他国が国際合意内容と違った内容で国内規制化を行う場合には、本邦の告示内容について再検討して頂きたい。	
7	附則 第2条	告示案附則第2条：所要安定調達算入率等について、欧米が国際合意内容と違った内容で導入する場合は、本邦の告示についても再検討をお願い致します。	本件については、各国における NSFR の導入状況等を総合的に勘案し、今回の市中協議案の通りとしております。
8		【1柱 中央銀行の流動性吸収オペレーション】 バーゼル銀行監督委員会が6月29日に公開した「バーゼル III：安定調達比率(NSFR)における異例な金融政策オペレーションの取扱い」は、平成31年3月31日適用の告示に反映される予定でしょうか？	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
9		【1柱 レポ形式の取引による資産に係る「処分上制約のある期間」】 日本におけるリバースレポ(現金担保付債券貸借取引)では、一般的に受取担保はオフバランスであり、支払保証金(債権)は資産計上されて	今後公表するQ&Aで明確化を図ります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>いるため、NSFR では、受取担保は計上対象外、支払保証金のみ分母に計上される認識です。</p> <p>ここで、2016 年 7 月にバーゼル銀行監督委員会が更新した FAQ の 5.1 c によると、支払保証金(債権)の処分制約期間は以下の取扱いとなるとの理解ですが、認識相違ないでしょうか。また、これは告示上は明確化されていないように見えるため、別途 QA 等で明文化をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取担保を他の取引(レポ・現先等)の担保に再差入している場合：受取担保を再差入をしている期間(再差入先のレポ取引の残存期間など) ・受取担保をアウトライトで売却した場合：元のリバースレポの期間 	
10		<p>【1 柱 オフバランスの当初証拠金又は清算基金】</p> <p>(リバースレポの受取担保を再差入した場合には、リバースレポの支払保証金(オンバラ債権)に処分制約期間が適用される前提で、)第 99 条 1 項では処分制約のある資産の掛目の対象として「デリバティブ取引等に関連して預託した当初証拠金及び清算基金を除く。」とありますが、リバースレポの受取担保を当初証拠金に預託している場合の支払保証金(オンバランス債権)についても、99 条 1 項の対象外とすべきではないでしょうか。</p> <p>第 97 条 1 号によると、当初証拠金・清算基金に対する 85%掛目はオフバランスの資産を預託した場合にも適用されるため、リバースレポの担保(オフバラ)への処分制約と、リバースレポ(オンバラ債権)の処</p>	今後公表する Q & A で明確化を図ります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		分制約で、過剰に保守的になることを懸念するものです。	
11		<p>【1柱 安定預金】</p> <p>第83条1項には、「安定預金(リテール預金又は中小企業等預金のうち第20条第1項に掲げる要件のいずれか及び同条第2項に掲げるすべての要件を満たすものをいう。・・・)」とあるが、参照先の第20条第1項及び同条第2項はリテール預金に関する記述のみであり、中小企業等預金に対応するものがありません。「リテール預金」とあるのは「中小企業預金」と読み替える等の記述が必要ではないでしょうか。</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
12		<p>【1柱 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産】</p> <p>金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産に関する記述で第96条及び第97条では「(住宅ローン債権を含む。)」と記述がある一方、第95条5号では上記記述がありません。第95条5号でも満期までの期間が1年未満である住宅ローン債権を含むと理解しており、記述に差があるのに違和感があります。</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
13		<p>【1柱 第79条】</p> <p>第79条第一号にて連結貸借対象表に計上された負債または資本の額から次号及び第三号に掲げる額を除外することとしていますが、第一号から除外する額と第二号・第三号に計上する額とは金額が異なる場合があるため、用語を分けたほうがよいと思われます。法的に有効な相対ネットtingを適用しての相殺の有無について、会計上と規制上とで異なる場合があるためです。</p>	ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。
14		規制の名宛人は「海外営業拠点を有する銀行」とされているため、外	規制の適用対象は国際統一基準行としております。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>国銀行在日支店は対象外との理解でよいか？</p> <p>もともと、流動性比率規制の第1弾として2015年3月から施行された「流動性カバレッジ比率」(Liquidity Coverage Ratio; LCR) については、対象外であったものの、その後、別途、銀行法第24条に基づく報告徴求の形で、外銀在日支店も一部の計数の算出・報告が求められている。</p> <p>したがって、まず、LCR 徴求の意義についての再検討が必要ではないか(徴求したLCRの特徴点、監督上の活用状況、改廃を含めた見直しの要否など)。</p> <p>そのうえで、第2弾にあたる今回の「安定調達比率」(Net Stable Funding Ratio; NSFR)の要否が検討されるべきである。</p> <p>万一、求められることとなる場合には、LCR 導入の際と同様に、あらかじめ十分な準備期間を確保して頂き、徴求の目的、算出方法、評価上の着眼点などについて、外銀支店と十分な意識合わせをしていただくようお願いしたい。</p>	
15		<p>当グループは国際統一基準行の支店を本邦に設置しておりません。</p> <p>この様な場合においては、銀行法第14条の2の基準に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は適用されないと理解しており、現在、流動性カバレッジ比率の4半期報告は求められておりません。</p> <p>改正案で追加される安定調達比率についても同様に本邦に銀行支店の設置が無い場合には、そのグループの金商業者は同比率について報告義務を負わないことを確認したいと思います。</p>	<p>規制の適用対象は国際統一基準行としております。</p>

2. 第3の柱

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	別紙様式 項番2	算入率考慮前金額の入力部分をみると、「満期なし」、「6月未満」、「6月以上1年未満」、「1年以上」のセルに対してそれぞれ計数入力が可能となっているように見受けられるが、入力対象となる資本項目の定義により、少なくとも「6月未満」と「6月以上1年未満」については、計数入力の対象外（他のセルにおける斜線が付されているものと同等の扱い）となるという理解で良いか確認したい。	国際合意に基づき、別紙様式を作成しております。
2		【3柱 残存期間】 「参入率考慮前金額」の「満期なし」欄は、1柱告示でいうところの「預入期間の定めのないもの」など、流動性リスクを考慮する上では短期商品とみなすべきものと、永久債や株式のように長期商品とするものが混在する想定でしょうか。若しくは、永久債は1年以上とみなして計上される想定でしょうか。（列の位置から、永久債や株式等が計上されるのは違和感があるので、後者が望ましいと考えております。）	「満期無し」は、NSFRにおける満期無しの取り扱いをする商品について、計上してください。永久債及び株式は原則として「満期無し」に計上されるものと認識しております。
3		【3柱 項番28】 流動性比率告示第97条第1号に掲げる資産の額は、「連結貸借対照表に計上されないもの」は別の行とすべきではないでしょうか。NSFRは、オフバランスを除けば基本的に連結貸借対照表と整合した資産／負債・資本が計上される認識のため、1つの行に連結貸借対照表に計上されているものとそうでないものが混在すると、開示計表の利用者にとって分かりにくくなることを懸念するものです。	項目名に貸借対照表に計上されていないものを含む旨、記載しておりまして、明確化が図られているものと考えております。

3. 監督指針

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	III-2-3-4-4-3-1 (1)	月末日または最終影響日を基準日としたLCRは、翌月の第10営業日までに報告する旨、記載されているが、NSFRについては、明確な報告期限が記載されていない。LCRと同様に明記していただきたい。	他の決算書類にかかる報告徴求の期限と揃えることを想定しています。 監督指針上は具其他的な報告期限を定めることは予定していません。
2	III-3-2-4-6 (3)	監督指針案には以下の記載がある。 「『時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項』については、過去5年間の安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。」LCRは、過去2年間の主要な変動およびその要因について説明することになっているが、NSFRが5年である理由をご教示いただきたい。NSFRは安定的な調達手段の確保を目的とする指標であるが、取引の期間に係る閾値を1年として考える指標である。本規制の趣旨を踏まえても、過去5年間の主要な変動やその要因について説明を求めるのは直接関係がなく、過去5年間の変動等について説明を求める理由にならないと感じる。NSFRもLCRと同じく過去2年間の主要な変動およびその要因について説明するかたちにはいかがか。ご検討いただきたい。	NSFRの推移についてはその性格上一定期間の長期に渡って変動を確認する必要があると考えております。
3	III-3-2-4-6(5)	安定調達比率の開示のタイミングについて、「有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい」との記載を、「有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の公表後、他の開示事項の算定に係る値を適切に連携する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい」等の記載に改めていただきたい。また、「自己資本の充実の状況等の開示」(KM1:主	KM1については、通常計算に要する日数を勘案の上、速やかに開示することを想定しております。一方で、適時に指標が開示されることが望ましいため、NSFR以外の数値を開示後、NSFRが算出出来次第、速やかに開示することが考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>要な指標)における安定調達比率の開示においても、上記同様の扱いとしていただきたい。</p>	
4		<p>【監督指針 報告時期】 LCR が翌月 10 営業日までの当局報告を求めているのに対し、NSFR の報告期限は「4 半期末日を基準日とした安定調達比率について、報告徴求により求める。」と明示されていないのは、どのような意図によるものでしょうか。 また、実態として報告を徴求する時期は、目安などの位置づけで QA 等で明らかにされるのでしょうか。</p>	<p>他の決算書類にかかる報告徴求の期限と揃えることを想定しています。</p>
5		<p>【監督指針 計測基準日】 注意書きに、「～最終営業日を基準日とすることもできるものとする。」とあり、この部分は NSFR にも有効であるように読み取れます。NSFR を最終営業日基準で計測すると、計上される金額に貸借対照表との齟齬が発生するため、4 半期末日を基準日とすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、関連条文を修正します。</p>

(以 上)